

記号の見方： 問 問合せ



新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のお知らせは、9面をご覧ください。

外国籍のお子さんの保護者へ「入学のご案内」を送付します

令和5年4月に大阪市立小・中学校への入学資格がある外国籍のお子さんの保護者へ、区役所から8月下旬に「入学のご案内」を送付します。入学を希望する場合は、「入学のご案内」に付属する入学申請書を9月30日(金)までに、同封の返信用封筒で返送するか、区役所3階33番窓口にご持参ください。

●入学資格

小学校 平成28年(2016年)4月2日から平成29年(2017年)4月1日までに生まれた方

中学校 令和5年(2023年)3月に小学校卒業の見込みの方
※転居等により案内が届かない場合は、お問い合わせください。

問 市民協働課(教育文化)
☎6774-97743

学校案内冊子等を送付します

学校選択制にかかる「学校案内」冊子と「学校選択制希望調査票」を区内在住の令和5年度小・中学校入学生に保護者に、8月下旬に送付します。届かない場合は、お問い合わせください。

問 市民協働課(教育文化)
☎6774-97743

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けています

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、令和2年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けておられない戦没者等のご遺族お一人に特別弔慰金(額面25万円の記名国債5年償還)が支給されます。

特別弔慰金の支給には請求が必要です。令和5年3月31日(金)までに請求してください。詳しくはお問い合わせください。

問 市民協働課(地域活動の支援)
☎6774-97734

児童扶養手当の現況届手続きのお知らせ

現在、児童扶養手当を受給している方に「お知らせ」現況届について「」をお送りしますので、8月中旬に現況届を提出してください。

この届の提出がない場合は、令和5年1月期からの児童扶養手当の支払を受けることができなくなります。

問 保健福祉課(福祉サービス)
☎6774-96857

「国民健康保険料のための所得申告書」の提出をお願いします

前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7.5:2割及び減免は、世帯全員)の所得が判明している必要があります。所得の不明な方がいる場合は、軽減減

免を受けられませんので、税の申告が必要な場合であっても、国民健康保険にかかる所得の申告を行う必要があります。

なお、申告書を送付した世帯のうち、未提出の世帯を対象に「大阪市国民健康保険料コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけていますので、必ず提出をお願いします。

問 窓口サービス課(保険年金)
☎6774-96956

特別児童扶養手当・特別障害がい者手当等の現況届の提出について

保健福祉センターからお知らせ文書を送付していますので、特別児童扶養手当の認定を受けている方は「所得状況届」を、特別障害がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方は「現況届」を提出してください。

提出期間は、8月12日(金)～9月12日(月)です。(土日を除く)

これらの届は支給要件や所得状況を確認するもので、8月以降の所得の受給に必要な手続きです。期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合がありますので、必ず期間内に提出してください。

なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

問 保健福祉課(福祉サービス)
☎6774-96857

台風等暴風時のごみ収集の中止について

台風が接近し、大阪市においてごみ出し時やごみ収集時に、さまざまに危険を伴う可能性がある場合、ごみ収集を中止することがあります。ごみ収集を中止し回収できない

事態が発生した場合は、次回の収集日をご利用ください。

●中止基準

収集日当日6時に、気象庁発表により大阪市に平均風速30メートル以上の暴風が予測される場合、次のとおりごみ収集を中止します。

暴風が予測される時間帯

9時～15時 ▼ 終日作業中止

15時～18時 ▼ 12時～作業中止

問 中部環境事業センター
☎6714-6411

なんば市税事務所

浪速区湊町1-4-1
OCAT5階
☎4397-12948(代表)
☎4397-12905

市税の納期限のお知らせ

個人市・府民税(普通徴収)第2期の納期限は8月31日(水)です。なお、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は申請により審査のうえ、減額・免除されることがあります。

市税の納付には口座振替・自動払込をぜひご利用ください。また、キャッシュレス決済アプリ(PayPay・auPAY・LINEPay等)、クレジットカードによる納付も可能です。納付方法等の詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

問 なんば市税事務所

市民税等グループ(個人市民税担当)
☎4397-12953
※問合せ可能日、可能時間
平日9時～17時30分
金曜日は9時～19時

個人事業税の納期限は8月31日(水)です

個人事業税の納付書を8月に

送付します。納付書は第1期分及び第2期分をまとめて送付します(口座振替ご利用の方を除きます)。納付時にはお間違いのないようご注意ください。

年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません。

●納期限

8月31日(水) 第1期分、11月30日(水) 第2期分

※納付が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、お早めにご相談ください。

府税あらかると

検索

問 なにわ南府税事務所

☎6775-1414(代表)
※問合せ可能日、可能時間
平日9時～17時45分

天王寺税務署

堂ヶ芝7-11-25
☎6772-11281
※来署による相談は事前予約制です。

消費税及び

地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付について

個人事業者の方で、令和3年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

令和3年分の確定消費税額に応じて算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出し、期限内納付をお願いします。

「今月の各種無料相談会」は6面をご覧ください。

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>